

都内介護付有料老人ホーム設置者 各位

東京都福祉局高齢者施策推進部施設調整担当課長

特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における
人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出について

日頃は、東京都における高齢者福祉施策に御協力いただき有難うございます。

今般、令和6年度介護報酬改定において生産性向上に先進的に取り組む特定施設入居者生活介護における人員配置基準について、特例の適用が可能となりました。

（介護予防）特定施設入居者生活介護における看護、介護職員の人員配置について、東京都居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「都規則」という。）第五十七条第十項、及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（以下「都予防規則」という。）第五十三条第十項に規定する人員配置基準の特例（3：0.9）を適用する事業所は、下記のとおり届出を行ってください。

記

1 人員配置基準の特例的な柔軟化について

令和6年度介護報酬改定により、特定施設において、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限り、利用者数（※）に対する看護職員及び介護職員の常勤換算合計数について、特例的に3：0.9以上の人員体制とすることが認められます。

「特例的な人員配置を適用する場合の要件」

一 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「生産性向上委員会」という。）において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

※）利用者数＝特定施設入居者生活介護利用者数＋介護予防特定施設入居者生活介護利用者数×0.3

2 特例の適用に係る届出書の提出について

特定施設入居者生活介護事業所において、上記特例を適用し、3：0.9の人員配置を行う場合は、令和6年3月15日厚生労働省通知「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について（老高発 0315 第5号）」（以下「留意事項通知」という。）を参照の上、東京都に届出を行う必要があります。具体的には、上記要件の一から三の取組を少なくとも三月以上試行した上で、試行の前後の比較により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることを確認した上で、下記書類をもって東京都に届出を行うこととします。

- (1) 別紙1（留意事項通知） 特定施設等における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書
- (2) 別紙2（留意事項通知） 特定施設における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の特例的な柔軟化の適用に係る届出書（調査結果）
- (3) 3か月以上の試行期間に実施した生産性向上委員会の議事録等
- (4) 職員向けタイムスタディ調査、利用者向け満足度調査、施設向け超過勤務時間調査、職員向け心理的負担に関する調査の各調査票の写し（試行前後の比較ができるもの）
- (5) 重要事項説明書（東京都様式）
- (6) 変更届出書（別紙様式第一号（五））

なお、(4)の調査票については、留意事項通知別添1から別添4を参考にするほか、別添1から別添4と同内容の任意の様式を作成して用いることも可能です。

3 提出方法等について

特例的な配置を開始する月の10日（10日が閉庁日にあたる場合は直後の開庁日）までに、下記提出先宛て、郵送にてご提出ください。

4 その他留意事項

- ・特例的な人員配置基準の適用後は、1年以内ごとに1回、上記要件を満たしていることの確認を行い、2（1）から（4）の書類をもって東京都に届出を行うこと。
- ・上記により届出した人員配置より少ない人員配置を行う場合には、改めて試行を行ったうえで、再度届出を行うこと。
- ・過去2年間に東京都から口頭又は書面による行政指導等を受けている事業所については、当該指導事項等について改善している旨を別紙1の該当欄に記載して届出を行うこと。

【お問合せ先・届出提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 26階中央
東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 有料老人ホーム担当
TEL：03 - 5320 - 4537